

令和4年度

第8回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和4年度第8回江別市農業委員会定例総会議事録

令和4年11月30日（水） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（19名）

佐藤和人
大井川和雄
三好雄一
百瀬誠記
田中浩一
中田和孝
清水雅彦
山田保彦
伊藤良明
保倉浩行
中島清文
佐藤昇二
得能謙二
渡部正・
工藤多希子
山口利夫
長谷川礼子
松下博樹
浅野目貴史

2 欠席委員（1名）

西純一

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	前田	幸一
	主任	大野	慶廣
	主任	金澤	由希
	主事	武山	直人

4 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報告第 3 4 号	現況証明願及び照会について
日程第 5	報告第 3 5 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 6	報告第 3 6 号	農地法第 5 条の規定による届出について
日程第 7	報告第 3 7 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第 8	報告第 3 8 号	農地使用貸借の合意による解約について
日程第 9	報告第 3 9 号	第 8 回農地常任委員会開催結果報告について
日程第 1 0	報告第 4 0 号	令和 4 年度農地の利用状況調査結果報告について
日程第 1 1	報告第 4 1 号	特例付加年金の裁定について
日程第 1 2	議案第 2 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 1 3	議案第 2 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）
日程第 1 4	議案第 2 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）
日程第 1 5	議案第 2 7 号	第 8 回農用地利用集積計画の決定について
日程第 1 6	議案第 2 8 号	農地法第 5 条・転用買受適格証明願について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和4年度第8回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は19名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、三好委員、佐藤昇委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和4年度第8回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和4年11月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和4年度第7回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に西委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第34号

- 議長 日程第4 報告第34号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
武山主事。

- 武山主事 報告第34号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回提出がありましたのは、No.23からNo.25の3件でございます。
土地の所在等は記載のとおりです。
No.23からNo.25は、公簿地目 畑9筆 計2,074.43㎡を内訳のとおり
農地・採草放牧地以外と証明いたしました。
これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。
以上でございます。
- 議長 これより報告第34号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第34号を終結いたします。

◎報告第35号

- 議長 日程第5 報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出についてを
議題といたします。
内容の説明をさせます。
大野主任。
- 大野主任 報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申
し上げます。
これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく相続等により農地の権利
を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。
今回提出がありましたのはNo.7の1件で、土地の所在等は記載のとおりでござい
ます。
内容につきましては、個人の相続によるものでございます。
以上、現況地目 畑4筆 計17,168.00㎡でございます。
説明は、以上でございます。
- 議長 これより報告第35号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第35号を終結いたします。

◎報告第36号

- 議長 日程第6 報告第36号 農地法第5条の規定による届出についてを議題
といたします。
内容の説明をさせます。
大野主任。
- 大野主任 報告第36号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上
げます。
今回届出がありましたのはNo.2の1件で、所在、地番等につきましては記載の
とおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について権利の移動を伴い転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

転用目的は、整備工場及び野菜集出荷施設の建設をしようとするものでございます。

審査の結果、受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、1件 現況地目 畑2筆42, 255.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第36号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第36号を終結いたします。

◎報告第37号

○議長 日程第7 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのはNo.6からNo.10の計5件で、全10筆 畑106, 073.00㎡です。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

○議長 これより報告第37号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第37号を終結いたします。

◎報告第38号

○議長 日程第8 報告第38号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 報告第38号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し上げます。

今回通知がありましたのはNo.4及びNo.5の計2件で、全7筆、畑103, 403.00㎡、その他雑種地3, 702.00㎡

計107, 105.00㎡でございます。

内容につきましては、それぞれ使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第38号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第38号を終結いたします。

◎報告第39号

○議長 日程第9 報告第39号 第8回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第39号 令和4年度第8回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件3 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件4 第8回農用地利用集積計画の決定について

付議事件5 農地法5条・転用買受適格証明願について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第39号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第39号を終結いたします。

◎報告第40号

○議長 日程第10 報告第40号 令和4年度農地の利用状況調査結果報告についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

○前田主幹 報告第40号 令和4年度農地の利用状況調査結果報告について、ご報告いたします。

これは、農地法第30条の規定に基づく調査結果を取りまとめたものです。

市内を8地域に分け、4月からの事前調査をもとに調査対象を抽出し、担当の農業委員と事務局職員が調査を行いました。

資料は、調査を行った農地1筆毎の町名と地番、登記と現況の地籍と地目、所有者名、調査結果、現況などを整理したもので、合計53件169筆、約130町になりました。

この結果を踏まえ、所有者または耕作者を対象に今後の農地の利用意向を確認するための簡単なアンケート調査を行い、農地の有効利用の促進を図ります。

報告は以上になります。

○議長 これより報告第40号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第40号を終結いたします。

◎報告第41号

○議長 日程第11 報告第41号 特例付加年金の裁定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 報告第41号 特例付加年金の裁定について、ご説明申し上げます。

今回裁定を受けましたのは、No.2の1件でございます。

本件は、所有農地の利用権設定により第三者へ経営継承を行ったもので、経営譲渡日、処分対象農地等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、処分対象農地については、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画が定められており、それぞれ内容を審査確認の上、独立行政法人農業者年金基金へ裁定請求書類を提出し、裁定を受けたものでございます。

本件については、農地の処分が平成29年で完了しているものの、特例付加年金の要件として所属する法人の常時従事者たる構成員でなくなる必要があり、その辞任日が本年3月であったため、この時期での届出となったものでございます。

説明は、以上です。

○議長 これより報告第41号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第41号を終結いたします。

◎議案第24号

○議長 日程第12 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申

し上げます。

今回申請がありましたのは、No.4 からNo.5 の2 件でございます。

No.4 は、共有持分を持つ譲渡人達と個人農業者との間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3 条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.5 は、譲渡人である個人と、本許可後に農地所有適格法人となる見込みである法人との間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3 条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、2 件2 筆 計2 8, 8 1 0. 0 0 m²でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第2 4 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第2 4 号を採決いたします。

農地法第3 条の規定による許可申請について、申請2 件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第2 5 号

○議長 日程第1 3 議案第2 5 号 農地法第4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第2 5 号 農地法第4 条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.5 の1 件でございます。

本件は、市街化調整区域内において自己が所有する農地での転用で北海道知事処分事件になるものでございます。

転用目的は、農業用倉庫を新設し関係する用地を整備するために農地転用するものであります。

本案件における農地転用はやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないとするほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1 件 畑1 筆8 6 5. 0 4 m²でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第2 5 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第2 5 号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第26号

○議長 日程第14 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.4の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内における権利の設定又は移転を伴う転用で、北海道知事処分事件になるものでございます。

これは、作業所を整備し、既存冷蔵倉庫2棟及び付帯管理使用地を再整備し、付随して一体的に利用する用地を転用するものでございます。

これらの土地を転用することはやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないとするほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件1筆998.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第26号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第27号

○議長 日程第15 議案第27号 第8回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 議案第27号 第8回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが10件30筆340,312.00㎡、利用権設定に係るものが3件4筆43,028.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第27号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、所有権移転のNo.32を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

所有権移転のNo.32を除き採決いたします。

第8回農用地利用集積計画の決定について、申出12件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第27号の所有権移転のNo.32に対する質疑に入りますが、浅野目委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(浅野目委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第27号の所有権移転のNo.32を採決いたします。

第8回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

浅野目委員の復席を願います。

(浅野目委員復席)

◎議案第28号

○議長 日程第16 議案第28号 農地法第5条・転用買受適格証明願についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第28号 農地法第5条・買受適格証明願について、ご説明申し上げます。

買受適格証明とは、農地の公売へ参加可能な者であると証明することであり、農地法第5条の関係から農地転用実施者となるものであります。

今回願出がありましたのはNo.1からNo.2の2件で、願出地の所在、地番等詳細につきましては資料記載のとおりでございます。

内容につきましては農地の公売で、財務省北海道財務局から公売開始の決定がなされているものでございます。

願出人は2名とも取引実績のある者で、いずれも、この度の公売に参加し、当該地の取得により宅地造成と開発許可の取得を目的とするものでございます。

願出内容について、転用目的は問題ない考えるほか、農地法等関係条項に照らし適格であるものと考えられます。

なお、願出人の中から最高額落札者が出た場合、農地転用を伴う所有権移転への農地法第5条の届出が別途必要となります。

また、今回の買受適格証明願と同一内容で最高額落札者となった買受適格証明者から農地法第5条の届出がなされた場合は、事務局専決により受理通知をさせていただき、当該受理通知をした場合につきましては改めて総会にてご報告申し上げます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第28号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

農地法第5条・転用買受適格証明願について、願出2件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和4年度第8回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後4時2分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員